

西蒲民商ニュース

2024年 4月29日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

消費税が納められない

納税猶予制度の活用

ができます。

「消費税が納められない、分割してほしい」等の声が増えています。次のような場合は、消費税の納税猶予や差し押さえ等の換価（売却）の猶予ができます。

【換価の猶予】

税金などを一括して納めると事業の継続や、生活が困難になる場合申請に基づいて財産の換価や売却が猶予されます。

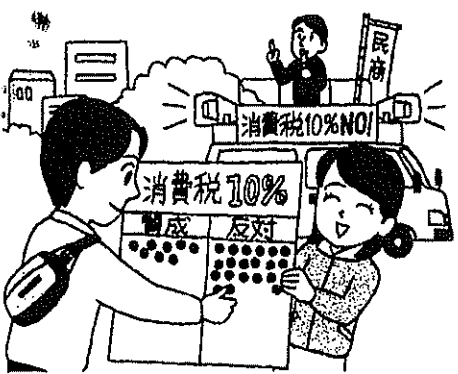
【納税の猶予】

災害、病気、事業の休廃業などで国税を一括して納められない場合、納税が猶予されます。

◎納期限から六ヶ月以内に換価の猶予申請を税務署に提出します。しかし、一年以内に税金を納める必要があります。

やむを得ない事情がある場合は二年です。

◎納税猶予や換価猶予の相談は西蒲民商へ。



労働保険に加入し

ましよう。

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険（労災保険、雇用保険）は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。

- ① 仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

【確定申告後の注意点】

◎税務調査について

確定申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったら役員や民商に連絡をしましょう



連休中の業務について

○5月6日号（月）の商工新聞は休刊です。4月29日号は通常発行です。

○5月2日（木）事務所はお休みになります。

